

肝付町告示第 58 号

肝付町電子署名要綱をここに交付する。

平成 31 年4月1日

肝付町長 永野 和行

肝付町ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホームエネルギーマネジメントシステム(以下「HEMS」という。)の普及を促進することにより、環境保全及びスマートコミュニティの構築を推進し、住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「HEMS」とは、省エネや住まいの快適性の向上を目的として家庭での電力使用量の「見える化」が実現できるシステムであり、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するとともに、電力使用量データを直近 13 ヶ月分以上保存できるものをいう。

2 この要綱において「住宅」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1)専用住宅又は住居の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上である併用住宅
- (2)2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸又は住室の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有する建築物
- (3)前2号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)次のいずれかに該当する者であること。

- ア.町内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅に HEMS を設置する者
- イ.建売住宅供給者等から町内にある HEMS 付き住宅を購入し居住する者

(2)HEMS を設置する住宅に住所を有し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者であること

(3)町税等を滞納していない者(転入者であって町税等の滞納のないことを証する証明書が発行されない場合は、従前地の市区町村において滞納がない者)であること

(4)過去にこの補助金の交付を受けて HEMS を設置したことがない住宅に HEMS を設置する者であること

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる HEMS 設置に係る経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定による補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付対象となる HEMS は、未使用であるものに限る。

(交付の申請及び交付方法)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、HEMS 設置工事が完了した日若しくは引渡しを受けた日から6か月以内に、HEMS 設置費補助金交付申請(請求)書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)HEMS 設置費補助金交付に係る確認書(様式第2号)

- (2)HEMS の概要が確認できる書類
- (3)HEMS の設置状況が確認できる現況写真
- (4)HEMS の設置に係る領収書の写し
- (5)住民票の写し
- (6)町税等の滞納がないことを証する証明書
- (7)その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、申請（請求）書に記載された申請者の補助金の受取口座に振込むものとする。

（交付の決定及び交付等）

第6条 町長は、前条の規定による申請（請求）書を受け取った場合には、速やかに内容を確認し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否を決定する。

2 町長は、前項により交付を決定したときは、申請（請求）書をもって交付決定の日と同時に交付請求があったものとみなして補助金を交付するものとし、HEMS 設置費補助金交付決定通知書兼口座振込通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その理由等を申請者に補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

（調査協力）

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて当該補助金で設置した HEMS により見える化された電力使用量データに係る調査等について、協力を求めることができる。

（不正利得の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を補助金返還命令書(様式第5号)により命ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率
HEMS を構成する機器の購入に要する費用 ※消費税及び地方消費税を含まない。	補助対象経費の2分の1 ただし、上限は5万円

肝付町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

HEMS 設置費補助金交付申請（請求）書

肝付町ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請（請求）します。

1. 補助金交付申請（請求）額 _____ 円

2. 補助金の受取口座

金融機関名	
支店名	
通帳種別	1.普通 2.当座 3.その他（ ）
口座番号	
(フリガナ)	()
口座名義人	

3. 添付書類

- HEMS 設置費補助金交付に係る確認書(様式第2号)
- HEMS の概要が確認できる書類
- HEMS の設置状況が確認できる現況写真
- HEMS の設置に係る領収書の写し
- 住民票の写し
- 町税等の滞納がないことを証する証明書
- その他町長が必要と認める書類

HEMS 設置費補助金交付に係る確認書

設置者氏名	
設置場所	肝付町
設置住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（店舗等を併せもつ住宅）
設置完了年月日	年 月 日
HEMS の情報	サービス名称 _____ 設置した機器 1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____
HEMS 設置費	円

上記の場所に設置が完了した HEMS の情報等について、記載のとおりであることを証します。

年 月 日

肝付町長 様

工事施工業者等
所在地
名称及び代表者
電話番号

印

第 号
年 月 日

様

肝付町長 ⑩

HEMS 設置費補助金交付決定通知書兼口座振込通知書

年 月 日付で申請（請求）のあった HEMS 設置費補助金について、肝付町ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付決定日 年 月 日
3. 交付方法 口座振込
4. 振込予定日 年 月 日
5. 振込先口座
 - (1)金融機関名 _____
 - (2)支店名 _____
 - (3)通帳種別 _____
 - (4)口座番号 _____
 - (5)口座名義人 _____

第 号
年 月 日

様

肝付町長 ⑩

HEMS 設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請（請求）のあった HEMS 設置費補助金について、肝付町ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

1. 補助金交付申請（請求）額 円

2. 補助金を交付しない理由

第 号
年 月 日

様

肝付町長

⑨

HEMS 設置費補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定した肝付町ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 補助金交付決定済額 円
2. 補助金返還額 円
3. 補助金返還の期限 年 月 日
4. 補助金返還の方法
5. 補助金返還の理由
